

第3回名取市地域福祉計画策定委員会 議事録

- 日 時 令和6年12月19日(木) 14時～15時40分
- 場 所 名取市役所議会棟3階第1、2委員会室
- 出席者 <委員>
佐藤(宏)委員、洞口委員、工藤委員、今野委員、相澤委員、
川村委員、丹野委員、渡辺委員、佐藤(則)委員、齋藤委員、
榊井委員、山田委員
- <欠席委員>
兔澤委員、奈尾委員、久米委員
- <事務局>
安倍健康福祉部長、大元課長、高橋課長補佐、千葉係長、西畑主事
サ-バ`イリサ-チセンター橋本氏

- 内 容 別紙、次第のとおり 進行：高橋課長補佐

1. 開 会

2. 委員長あいさつ 相澤委員長

3. 議題

議長：相澤委員長

※委員会の成立について

15名中12名の委員の出席、半数以上の出席により本日の委員会の成立を確認

(1) 第2回名取市地域福祉計画策定委員会における意見等について

事務局：資料1により事務局説明

<質疑、意見>

委 員：重層的支援体制整備事業について体制を構築するとあるが、現時点で面的整備型か拠点整備型で行うか検討はされているのか。

事務局：現時点において、具体的にどのような形で整備するか等は検討している段階のため明確に回答できない。

委員：中学校区や包括支援センターの単位で拠点を設けている例もあるが、名取市の場合は公民館が各地区にあるため、地域住民の利用しやすい環境を考えれば公民館単位で相談体制をつくるのが望ましいと考える。

委員：重層的な支援について、「重層的」の定義は何か。

事務局：P 7に重層的支援体制整備事業について掲載しています。「重層的」の意味合いについては、属性や世代を問わずさまざまな重なり合う問題を補えるようなイメージとして理解いただければと思います。

(2) 第二次名取市地域福祉計画の素案について

事務局：資料2により事務局説明

<質疑、意見>

委員：計画の評価と見直しについて、指標の達成状況や進捗状況を確認できる場を設けていただけることは、委員にとって非常に大切である。

事務局：第二次計画期間の令和7年度の状況について、令和8年6月頃に本委員会の皆様に説明及び意見を伺う場を設けたいと考えております。

委員：コミュニティソーシャルワーカーの定義と具体的な役割は何か。

事務局：資料編の用語集に定義を記載しておりますが、コミュニティソーシャルワーカーは、地域の福祉課題の解決や新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人を指します。資格の要件があるものではありません。

コミュニティソーシャルワーカーは、現計画で実現できなかったものであり第二次計画期間で実現できるよう検討しております。

委員：P 90にある再犯防止対策について、保護司会や更生保護女性会だけでなく、雇用支援を行う協力雇用主会もあるため、取り組みの中に記載すべきと考える。

事務局：記載が漏れてしまっていたため、修正対応します。

委員：身寄りがなく、保証人がいない高齢者が増えており地域での居住支援が求められている。今後の取り組みの中でそのような体制を計画に盛り込むべきだと感じる。

事務局：現在、そのような方を対象に居住支援を行う法人を県で指定している。名取市においても生活困窮者に対して住宅確保の支援を行っているが、計画の記載内容について検討し、修正対応したい。

委員：P 75にある福祉教育の充実に関して、子どもから大人まで福祉や人権について学べる機会を充実すると記載があることから、取り組み・事業の中に人権について触れるべきと考える。

事務局：取り組み・事業の中に人権について記載するよう修正対応します。

委員：P 9 7の重層的支援体制整備事業に関して、障がい分野で言えば地域づくり協議会との連携の強化を要望したい。

委員：各事業に取り組むにあたり、地域の関わりが重要と考えるが区長の役割はどのように考えているか。

事務局：令和2年に区長制度が変更し、区長は現在私人として区長業務を行い、区域内の住民の相談事や町内会等の要望を行政につなぐ役割等を担っている。P 9に記載のとおり、区長は地域福祉増進のための一構成員として捉えている。

委員：区長が積極的に地域活動に関わることを要望したい。

事務局：意見として承りますが、区長に業務として担っていただくことは難しいと考えています。

委員：P 8 5の「福祉に関する情報は～の活用をしております」の表現について、ここでは全て「います」の表現であることから、修正すべきと考える。

事務局：表現については文言を統一して記載するよう見直し、修正対応します。

委員：各取り組みの中で、「皆で取り組めること」について市民や地域として取り組めることには重要なことが記載されているため、集約した形で広報の機会を設けて周知してほしい。

事務局：現計画と同様に概要版を作成するため、記載について検討いたします。

委員：P 1 1 3第5章（4）社会福祉協議会の役割とあるが、地域福祉活動計画は具体的にどういった内容になるのか。

委員長：市の計画策定の動向を踏まえ、整合を図るように地域福祉活動計画の策定を進めています。個別に問い合わせしてもらえれば説明します。また、最終的にホームページで公開します。

事務局：市の計画と合わせ、見やすく分かりやすいようにホームページのリンク掲載等を検討したい。

（3）今後のスケジュールについて

事務局：資料3により事務局説明、

本日の内容を踏まえ修正等を行った上で、パブリックコメントを実施することが承認された。また、パブリックコメント実施後、大幅な修正がなければ原案として確定することが承認された。

委員：これまで市としても国が決めたプログラムをしっかりとやっているはずなのに、アンケート結果においてP 6 5に「今後の福祉行政のあり方について」の中で示されたように充実している派が前回より下がってしまっている。

委員の皆が意見を出し合い、計画に沿って今後市としても各事業に取り組んでいくようになることから、それらの取り組みが特定少数の人だけでなく、多くの市民に伝わるように皆で考えていかないといけないと思います。

委員長：各委員の皆様も含め、何か良いアイデアがあれば是非出してもらい、事務局に連絡してよりよい形にしていきたいと思います。

4. その他
特になし

5. 閉 会